(質問の

七)

内閣衆質四 八第七号

昭和四十年三月十九日

内 閣 総 理大臣 佐 藤 榮

作

衆 議 院 議 長 船 田 中 殿

衆議院議員春日一 幸君提出会社更生法の適用等に 関する質問 に対 別紙答弁書を送付す

る。

衆 議 院 議 員 春 日 幸 君 提 出 会 社 更生 法 \mathcal{O} 適 用 等 に 関 す る 質 間 に 対 す る 答 弁 書

政 府 は Ш 陽 特 殊 製 鋼 \mathcal{O} 倒 産 に 伴 1 健 全 な 経 営 を 行 な 0 7 1 る 関 連 中 小 企 業 が 連 鎖 的 に 倒

産 す ること を 極 力 防 止 す る た め、 関 係 金 融 機 関 \mathcal{O} 協 力 を 強 < 要請 し、 金 融 機 関 t れ に 応 ず

る

態 勢を とつ て **,** \ る。 ک れ を 具 体 的 に 述べ る لح 次 0 とお り で あ る。

1 財 務 局 お ょ び 通 産 局 に お 7 7 は、 金 融 懇 談 会等 を 開 催 L 全 金 融機関 12 対 し、 関 連 倒

産

防

止 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 金 融 に 0 き、 協 力 を 要 請 L た。 各 金 融 機 関 は、 ک 0) 要 請 にこ こたえ、 Щ 陽 特 殊 製 鋼

振 出 手 形 で 期 限 \mathcal{O} 到 来 L た t \mathcal{O} に 0 き、 買 戻 L 延 期 等 \mathcal{O} 措 置 を とる ほ か、 当 面 \mathcal{O} 運 転 資 金 \mathcal{O}

融通にも充分配意している。

2 財 務 局 お ょ び 通 産 局 は そ \mathcal{O} 職 員 を 姫 路 に 駐 在 さ せ、 関 連 中 小 企 業 \mathcal{O} 実 態 把 握 お ょ び 取 引

金融機関との連絡に当らせている。

3 政 府 関 係 金 融 機 関 に お 7 て は、 関 連 中 小 企 業 \mathcal{O} 倒 産 防 止 に つ き 特 别 \mathcal{O} 配 慮 を 行なうことと

必 要 に 応 ľ 資 金 \mathcal{O} 融 通 既 往 貸 付 \mathcal{O} 条 件 緩 和 等 、 積 極 的 な 態 度 で 臨 λ で 1 る。

4 兵 庫 県 信 用 保 証 協 会 \mathcal{O} 債 務 保 証 を円 滑 に 行 な わ せるため、 県に お 1 て は 公 庫 \mathcal{O} 7 λ ぽ 率

をこえる分について、損失保証することを検討している。

また、 公 正 取 引 委員・ 会 は、 Щ 陽 特 殊 製 鋼 株 式 会社本社 工場 %に対 L 立 入検査 を行ない、 下 請

代 金 0 支 払 遅 延 \mathcal{O} 事 実 が 認 め 5 れ たので、 昭 和三十 九 年 八 月 下 旬 に 同 社 に 対 L そ \mathcal{O} 改 善 を 促

すよう指導した。

会社 更 生 法 は 窮 境 に あ る が 再 建 \mathcal{O} 見 込 0) あ る 株 式 会 社 に 0 ١ ر て、 事 業 \mathcal{O} 維 持 更 生 を 図 るこ

لح を 目 的 لح す る t \mathcal{O} で あ る が そ \mathcal{O} 際 債 権 者 株 主 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 利 害 関 係 人 \mathcal{O} 利 害 \mathcal{O} 調 節 を 図 る べ

き ŧ \mathcal{O} とさ れ 7 7 る \mathcal{O} で、 更 生 計 画 案 \mathcal{O} 作 成 に 当 つ 7 は 関 連 中 小 企 業 者 E 更生 会 社 に 対 する

債 権者とし て、 その 利 益 に つ **(**) て 配 慮されることとなつてい る。

更 生 計 画 \mathcal{O} 条 件 は、 同 じ 性 質 \mathcal{O} 権 利 \mathcal{O} 間 で は 原 則 とし 7 平 · 等 で な け れ ば な 5 な 1 が 少 額 債

権 等 に 0 1 7 は 別 段 \mathcal{O} 定 を L そ \mathcal{O} 他 差 等 を 設 け ること Ł 衡 平 を 害 L な 1 限 り、 許 さ れ

る。 l た が つて、 更 生 計 画 に お V て、 関 連 中 小 企 業 者 \mathcal{O} 少 額 債 権 に つ き、 全 額 __ 時 払 等 他 \mathcal{O} 更

生 債 権 者 ょ り 有利 な 条件 を定めることも、 衡 平 を 害 L な 1 限 り、 可 能 で あ る。 な お \mathcal{O} ょ う

な 有 利 な 条 件 を 更 生 計 画 に お 11 7 定 \Diamond 得 る か 否 カコ は、 債 権 額 \mathcal{O} ほ か 債 権 発 生 0 態 様 時

弁 済 期 等 t 考 慮 L 7 衡 平 \mathcal{O} 見 地 か 5 決 \emptyset 5 れ る べ き t \mathcal{O} と考える。

兀

中

小

企

業

 \mathcal{O}

利

益

を

保

護

す

べ

きこと

は

1

う

ま

で

ŧ

な

1

が

更

生

手

続

に

お

7

7

は

す

べ

7

 \mathcal{O}

利

害

期

関 係 人 \mathcal{O} 衡 平 を 义 るこ と が 必 要とさ れ て 1 る か ら、 関 連 中 小 企 業 者 \mathcal{O} 債 権 12 0 1 7 \mathcal{O} 4 定 期

間 内 \mathcal{O} t \mathcal{O} を 共 益 債 権 と そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} を 更 生 計 画 に お 1 て 有 利 に 取 ŋ 扱 う حَ لح に 0 **,** \ 7

は、 他 \mathcal{O} 債 権 者 と 0 衡 平 上 慎 重 に 研 究 を要す る 問 題 で あ ると 考える。

ま た、 関 連 中 小 企業者 に 対す る緊 急融資を法律上 義務づけることは、 民間 金融 機 関に **つ** ζ`\ 7

は、 その性格上、 適当とはいえない。 また、 政府金融 機関についても個別 0) 融資に つい て の 判

断 は、 それ ぞ れ \mathcal{O} 金 融機関に委ねることを原則とすべ きで あ る。 な お、 実際 上 は、 金 融 機 関 は

政府の要請を受け、これを尊重して、 関連中小企業者の救済に当つてい る。

右答弁する。